



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

自衛隊は靖国神社に集団参拝する違憲行為を直ちにやめてください

内閣総理大臣 岸田文雄様
防衛大臣 木原稔様

1月9日、陸上自衛隊小林弘樹幕僚副長を始めとする陸上自衛隊幹部らが集団で靖国神社に参拝したことが報じられました。防衛省からの移動に公用車を使い、防衛相が行政文書と認めている実施計画を作成し、参拝目的を「新年の安全祈願」のためと明記していることから「私的参拝」「公式参拝的な意味合いではない」との言い訳は到底通用するものではありません。

小林副長はしんぶん赤旗の記者の問いに、「毎年やっていますけれど、私的です。」と答えている通り、政教分離原則違反の行為が常態化していた疑いがあります。靖国神社社報『靖国』においても数多くの自衛隊の集団参拝が記載されています。1963年の幕僚長通達「宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に部隊として参加し、又は隊員に参加を強制することはできない。」「神祠、仏堂その他宗教上の礼拝所に対して部隊参拝を行うことはできない。」が出された直後にも、1965年6月8日に海上自衛隊練習艦隊180名の集団参拝、同年7月16日の陸上自衛隊第一師団623名の集団参拝、同年8月19日の陸上自衛隊第一師団普通科連隊員268名の集団参拝など挙げればきりが無い程に通達を無視して集団参拝が実行された例が見られ、1974年の「部隊参拝」などを禁じた次官通達も守られて来なかったことが伺えます。

また、今年の1月10日には、陸上自衛隊宮古島駐屯地トップの比嘉隼人宮古警備隊長（1等陸佐）ら幹部隊員約20人が制服着用で公用車を使い、沖縄県宮古島市平良西里の宮古神社に参拝していたことも報道され、自衛隊員の集団参拝は靖国神社だけでなく全国で行われていることも伺えます。

防衛省は1月26日に陸自高官らの今回の行為について「処分」を行いました。処分理由は「公用車の不当利用」だけしか触れられず、組織として靖国神社に集団参拝したという憲法違反は曖昧なまま触れられず、極めて不十分な処分と言わざるをえません。防衛相は、日本国憲法20条3項の政教分離原則の違反の常習化を根本的に改めるよう厳重な指導を行うべきであります。特に安保関連三文書による軍拡路線が拡大し、自衛隊員の戦死が現実みを帯びる中で、軍国主義の支柱となった靖国神社への集団参拝は大きな問題で、看過することはできません。自衛隊幹部が参拝するということは、自衛隊員である限り、靖国神社に参拝することは当然だとの同調圧力を与え、個人の良心の自由を侵害するものです。二度と自衛隊員の集団参拝が行われないよう首相や防衛大臣の厳正な対処を切に求めます。

2024年2月5日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也